

労働とは？休憩とは？

～「働く時間」と「休む時間」の管理～



参加
無料

日時 平成30年9月13日(木) *名刺を1枚ご用意お願いいたします。

13:45～ 受付開始 14:00～15:00 セミナー
15:00～16:00 グループコンサルティング

会場 エル・ソーラ仙台 大研修室 仙台市青葉区中央1-3-1 AER28階
仙台駅西口すぐ

定員 30名(1社1名まで) **対象** 起業家、経営者、企業の労務・人事・総務担当者
*先着順となります。 *途中退席の方のお申込みは、ご遠慮申し上げます。

お申込み方法 セミナーのお申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナー概要

働き方の改革が推進される中、労働時間の管理は、労務管理の基本であり重要な事項です。労働基準法第34条に規定されているように、6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を与えなければなりません。また、安全衛生管理の観点からも休憩時間は大切です。今回のセミナーでは、会社の現場での労働時間と休憩時間の管理について、社会保険労務士が実例を挙げ解説いたします。

14:00～15:00 60分
セミナー

労働とは？休憩とは？～「働く時間」と「休む時間」の管理～

講師 大江 広満 仙台市雇用労働相談センター 代表相談員
特定社会保険労務士(社会保険労務士法人めぐみ事務所代表社員)

15:00～16:00 60分
グループコンサルティング

セミナー後、弁護士または社会保険労務士1名と参加者数名によるグループによって、テーマに関する質疑応答を通じて理解を深めます。

主催 仙台市雇用労働相談センター

FAX でのお申込みはこちら **022-774-1753** ホームページからWebでの申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(9月13日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働
相談センターとは

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

無料セミナー
情報満載!!



LINE@はじめました

雇用のイロハ
仙台 ELCC
仙台市雇用労働
相談センター

■ お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内
TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日 9:00～17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ http://sendai-elcc.jp/ ELCC 検索

営業時間 / 平日9時～17時 土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く

ホームページからWebでの申込みもできます。

仙台
特区